



# 車両系建設機械（特にバックホウ）による建設資材の運搬について（通知）

技術基準の種類：安全対策

通知日：昭和62年6月16日

発管第166号  
昭和62年6月16日

部内各キカンの長殿

土木部長

## 車両系建設機械（特にバックホウ）による建設資材の運搬について（通知）

最近、資材のつり上げ、つり下げ等の作業で死亡災害がかなり発生しております。

これらは、労働者に危険を及ぼすおそれのないときを除き、労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第164条に定める「車両系建設機械を主たる用途以外の用途に使用してはならない」等の規定に抵触し、別添の死亡災害事例のとおり、同規定等の違反による書類送検に至っている事例があります。

ついては、車両系建設機械の使用に当たっては、その用途以外に使用し、危険な作業を行うことのないよう、施工業者に十分指導願います。

なお、このことについて、社団法人鳥取県建設業協会、社団法人鳥取県造園建設業協会、社団法人鳥取県管工事業協会に通知しております。

（別添省略）